

日本書紀の暦日の正体

小川清彦

はじめに

日本書紀の暦日についてはこれまで色々の説が述べられている。しかしそれらは非合理主義的な独断にあらざれば、齒に物のはさまったような曖昧な物の言いようであつて、はつきりと具体的に自説を主張したものは見られない。しかしながら今日この問題について計算的検討を試み虚心坦懐にその示すところを判断するならば、それが支那暦による後世の推察であつて、神武紀から西紀五世紀始め頃（履中乃至允恭紀）に至る約千百年間の分は儀鳳暦平朔で決めたものであり、その後持統朝に至る約二百五十年間は元嘉暦であり、この方は前半は推察であろうが後半は百済の暦日を借用せしものと断ずるのが、最も妥当なる科学的解釈であることを承認せざるを得ないであろう。しかるに今日までかように見易き^{やす}事実を發表したものがなかつたのは何う^どいう訳であつたらうか。

一 保井春海の推定暦法

日本書紀の暦日について最初に考察を試みた者は保井春海（安井春海・渋川春海。貞享暦を作成）（二六三九—一七一五）である。

日本書紀の暦日が如何なる暦法に拠つたものであるかは文献上何等明文が無いので、この方面からは知ることは出来ない。そこで所載干支を総合的に検討してそれを推定したという。それによると日本書紀の暦法は三階段の変遷を経ている。第一期は神武から仁徳十年までで、十一年に改暦があり、第二期暦法となり、その後舒明七年に第二回目の改暦があり、持統朝に至つて元嘉暦に引き継がれたのであるという。彼の日本長暦の神武より持統に至るまでの部分は、これらの暦法によつて推算した毎年の各月の朔干支を載せてあるのである。

これら三期暦法に対して春海は如何なる見解を抱いていたであろうか。当時行われた暦法は不明だから所載の干支から推定したと言つているところから判断すると、少くも最初は単に推定暦法と見たに過ぎない筈である。しかるにその発表以来多くの人口から賞め立てられると、何時の間にかそれは一つの日本固有の暦法そのものになつて仕舞つた。彼をとりかこむ周囲の素人の賞賛者達は、恐らく最初から彼の暦学上の知識から、永く埋もれていた日本固有の暦法を発掘したものと信じたろう。すると最初はそれ程には思つていなかった彼も、何時の間にもそのように信ずるに至つたものらしい。このような心理的飛躍は常に身受けられる現象である。最初単なる仮説であつたものが実験を重ねて来るうちに、いつか嚴たる実在と見做されてくることのあるのは、分子説・原子説等一々例を挙げるに暇ない程である。しかしそれは実験の裏打ちがあつての事である。春海の場合にはこんなものはない。只それと大体同じ過程で春海の推定暦は、いつの間にか日本固有の暦法と見做されるに至り、春海自らも亦そのように信ずるに至つた。春海の言を多く録した谷重遠（秦山、一六六三—一七二八）の秦山集（卷三十五）に「人皇之暦、神武天皇勅作也」と大上段に振りかぶつているのも、その間の消息を窺うに足るであろう。何しろ国粹主義・神道主義の権化であり、古事記・日

本書紀を神典視して、その記載は文字通り無条件に受け入れねばならぬとし、これに指一本触れることも許さない連中のことであるから、その氣狂いじみて全く独りよがりの独断であるのも当たり前であろうが、この様な非合理主義な空氣がつい最近まで一般学界をおうていたことは周知の如くであるから、まして科学的研究というものの認められていなかった春海時代には、さまで呆れる^{あき}ほどの考えでもなかったのかも知れない。

この春海の三期曆法は今日の学術用語で言えば実験式と呼ぶべきものであるが、それが日本書紀の曆日を良く表わし得たことは事実である。しかし良く表わし得たということは、必ずしもそれが当時の曆法に相違なかったということを証するものでも何でもない。それであるから林鶴一博士が本邦編曆史（昭和十年）に、

本邦古代の歴史上の年代を如何に断定すべきかの問題は又困難を極むるものなるが、安井春海が貞享三年（一六八六年）日本長曆を編することによりて落着を見たり。

と記しているのは素人観・門外漢の見解であつて、日本書紀の曆日が如何なるものであるかは春海によつて何等解決されたものではないのである。しかしこの問題はしばらくおき、日本長曆そのものに就いて言うならば、それは春海の一大功績であるにちがいない。いな、それは貞享曆の製作などよりも遙かに偉大なる業績だつたといえるであらう。しかしながら又それは内容的には尋いで刊行された中根元圭（一六六二—一七三三）の皇和通曆によつて凌駕されたことを否定出来ないのである。

二 本居宣長の真曆考

春海の推定曆法が神武以来の日本固有の曆法だといつてかつぎまわる者のあつた一方には、日本書紀の本文が語っている日本文化発達の歴史から見ても、日本書紀の曆日は決して固有のものでは有り得ない。必ず

や後世から支那暦によつて推察し書き入れたものにちがいないと主張する合理主義者もあつた。科学的史学を創始した新井白石（一六五七—一七二五）は、その先駆者であつた。彼について本居宣長（一七三〇—一八〇一）は、その著、真暦考や、真暦不審考辨に於て繰り返し、上代は勿論のこと、恐らく推古朝の頃まで吾邦に一定の暦日はなく、歳を数えることもしなかつた、農耕の如きは自然現象の移り変りを觀察することによつて少しの不自由もなく行ふことが出来る、ややこしい暦を造つたところで季節とはしじゅう半月ぐらいの狂いを示すのだから、むしろ自然觀察による季節の判定の正確なるに若かぬ、とし、

また甲子といふ事をもちひはじめられしも、同じ御代（神応）などのことならむか、

甲子とは十干十二支をいふなり、暦はなくとも、年と月との甲子は定めつべし、

かくて又あまたの御代くを經て後に、暦をもちい始め給ひけるよりぞ、

もろこしの国のこよみの、皇國に渡りまうで來つるは、まづ師木島宮（欽明）の御代の十四年に、暦の博士、

また暦の本をたてまつれと、百濟國に勅ありて、同十五年に曆博士固德王保孫、といへる人まうで

來つること見へたり。これや始なりけむ。されどいまだ世には行はれざりしを、又小治田宮（古推）の御代

の十年に、くだらの法師觀勒といふまふで來て曆本をたてまつりしを、陽胡史の祖玉陳といふ人、この

僧に曆法をならひて、事なれりと見へたれども、此時も、まさしくこれを用ひて、世におこなひはじめ

給へりし事は見へず、政事要略に此御代の十二年正月朔より、始めて暦日を用ひたまひしよし見えたり、

然るを書紀には、神武の御卷に、是年也太歲甲寅冬十月丁巳朔辛酉、辛酉年春正月庚辰朔、……な

どあるをはじめて、すべて上つ代の事にも、皆年月をしるし、又甲子にうつして、日次までをしるされ

たるは、いとよく心得がたし。そもよくこれみな、後の世よりさかさまに推えて、長暦といふものを

もて定めたりと、世の人はこともなげに思ふめれど、……（真曆考）

と述べ、また、

書紀の文を見るに、上代の月次日次の立様、全く漢国の曆法のとほりなり、神武天皇の御代のころ、漢国の曆法のあらむ事、大に疑ふべきにあらずや、然るに今論者、此大に疑ふべき事を疑はずして、返てこれを疑ふことを難ずるは、いかなる意そや、政事要略にも、推古天皇十二年正月朔日より曆日を用ひ始めたまひしと見えたり。それより以前、曆日なき事知べし、（真曆不審考辨）

三韓にも別に曆法のありし事は聞えず、みな唐国の曆法によれりと聞ゆれば、たとひ皇国に上代曆法を用ひ玉ひしにもせよ、……唐国の文字の始めて渡来しは応神天皇の御代なるに、その以前神武天皇の御代などに、彼国の文字だにしらで、いかでか其曆法を立るを得む、（同）

宣長が上代に於ては決して曆日がなかったと主張したことは、今日から見ると当然のことであるが、当時にあつては、たとえ魏志の記事が知られていたとはいえ、思いきつた発表であつたらう。しかし推古朝のころまで左様であつたとするのはあまりに書紀の本文のみに捉われ過ぎた議論であり、すでに応神朝の頃から干支を以て歳を呼ぶことが行われていたのであるし、三韓、就中百濟なかんすくとの関係から曆日の輸入はあつたと見ねばならない。それで伴信友（一七七三—一八四六）は、宣長が日本長曆も皇和通曆も無視しているのに対し、多少妥協的な態度を採つて両者の調和を試みている。比古婆衣ひこばえ（国史・国文・国語の各分野）にわたる考証を集めたもの）の日本紀年曆考から主な点を摘記すると、

上古の曆日のおもむきは真曆考にいはれたるまことにさる事なるべきに、日本紀に記されたるもろこし風の年紀曆日はいかにして定められけむとつらつら考ふるに、革曆部類に載たる昌泰四年辛酉二月三善

清行朝臣の勘奏に、易緯云辛酉為革命甲子為革命云々、本朝自神武天皇以来皆以辛酉為一都大變之首云々
 といい、改元あらむ事を奏されたることみえたり。此勘奏により翌年七月十五日延喜と改元あり。もろ
 こしの曆法を用ひらるる御世となりてそれより上つかたの事どもは曆によりたる年月を当て書記せるも
 のの漸ようやくに出来いできたりけむを、遙かに遠き御世の古伝説は、近くさだかなる御世よりかつく推おしのぼせて神
 武天皇の御上に推おし及び、もろこしの星運の説に合せて年紀をととのへられつるものなるべし。書紀にの
 み太歳干支を記されたるは、はじめて御世くゝの年立干支を定められたるが故なるべし。もろこしの史
 書どもにしか年に係て太歳干支とかけるはをさく見あたらぬ例なり。継体紀二十五年の条の注に百濟
 本記を引のせて其文云太歳辛亥三月云々と注されたるによりておもへば、其はもと韓からくに国のなべての書ぎ
 まにてこの百濟本記などの例に抛られたりしにもやあらむ。さて皇国にて漢法の曆日を用ひ始給たまひしき
 まを推考おしふるに、古へ曆といふものなかりし世に年月日といへりしはおのづからおほらかなる定りあ
 りて事たゝひたりしものなるべし。そは先師の真曆考にくはしく云はれたるが如くにて、誠にさること
 なるべければさらに言ふべくもあらず。漢ぶみ魏志東夷伝に倭人云々とて皇国の事を記せる中に、魏略
 を引て其俗不知正歳四節但記春耕秋收為年紀といへるは、おのが国の如くこまかに曆日を定むる事な
 かりつる趣をききおよびて記せるにておほかた合へり（魏志ノ撰者晋陳壽ハ、応神十八年五十六才ニテ
 歿、魏略ハソレ以前ノ書）。又真曆考に、月次の定まりつるはいづれの御世よりもさだかには知り難け
 れども曆をもちひそめ給たまへりし比ころよりは遙かに古の事とは思はるれば、もしくは難波高津宮の御世（仁徳）
 のころにもやありけむ。また甲子といふ事を用ひ始められしも同じ御代などよりの事ならむか。かくて
 あまたの御世くゝを経て後に曆をもちひ始め給たまひけるよりぞ、月次の月と天の月に因る月とを一つにあ

はせていくかの日といふ日次も一年一月の日数も、みなきはやかに定まりてよろづ今の如くにはなれりけると論ひ、又もろこしの国の曆の皇国に渡り来つるは、師木島宮の御世(欽明)の十四年に曆博士また曆本を奉たてまつれと百済国に勅ありて、同十五年に曆博士固徳王保孫といへる人まうで来つる事見えたり。これや始なりけむ、されどいまだ世には行はれざりしを又小治田宮(古推)の御世の十年に百済の僧觀勅といふがまふで来て曆本を献りしを、陽胡史の祖玉陳といふ人この僧に曆法をならひて事なれりとは見えたり。此時もまさしくこれを用ひて世に行ひ始め給たまへりし事は見えぬ。政事要略に此御世の十二年正月朔より始て曆日を用ひ給たまひしよし見えたり。さもあるべしといはれたり。

おもふにはやく神功皇后の韓国を征給たまひ其国の御政まつじこせさせ給たまふにあはせては、かの国にて用ふる文字をも朝廷にて知食し、彼が奉たてまつれる書どもを讀ましめ給たまひ、またこなたよりも詔詞書せて賜ふべく又上古よりありこしまにて、神かむながら(神と)なる大らかなる御政まつりごとのみにては新しく臣服し来れるこちた(多く)韓国人を治め給たまふ御政まつりごとには備はらぬかたもありぬべきを、更に其韓人の情を知召しりめして治め給たまはむには便よきかたもあるべく、又かの国より奏せる事などをも記しおかしめ給たまふべく、其外よろづに便よかるべければ、その文字の義をも此方にて知召しりめしなべて便よからむかたには、此方の事にかけてもかつぐ用ひさせ給たまひたるべく、またかの国にて用ひ来れる年月日次の定を知召しりめさずては、八十艘の調貢船の往還などを正さるべき便よろしかるまじく、はた此方こなたにてもさる定あらむに彼と此方こなたと記し合はするに便よきわざなれば、かたがた彼国にて用ふる曆の一年一月の日数の定などを年々に召上めしあげて用ひ給たまひたりしなるべし。さて欽明天皇の御世に及びては、その曆を全く用ひ給たまはむとして其道の博士を召上めしあげて常に交替奉たてまつるべく詔ひつけ給たまひ曆法の書をも奉たてまつらしめ其趣を聞召きこしめし、臣たちの中をゑらびてかつぐ

学ばせ給たまひたりしなるべし。かくて推古天皇の御世に及びて、紀(日本書紀)に十年冬十月百濟僧觀勒来之伍
 貢曆本及天文地理書云々書也是時云々陽胡史祖玉陳習曆法大友村主高聰学天文遁甲云々皆学以成業と見
 えたり。かくて同十二年より其曆を用ひ給ひ始めて天下に頒行はせ給たまひたりしなり。其は政事要略廿五卷
 に、儒伝云以小治田朝十二年歲次甲子正月戊戌朔始用曆日と見えたる是なり。書紀には是日に始賜冠位
 於諸臣各有差と見えて始用曆日の事見えす。かかる重事を記洩さるべきにはあらざめるを、既く写脱せ
 る本の今の世に伝はれるものなるべし。其のち持統天皇の御世に及びて、紀(日本書紀)に四年庚寅十一月甲
 申奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆と見えたり。さてこの(中根元圭の)推算曆法によりて、今おのれが考に当て
 推考おしふるに、おほよそ神功皇后の御世のころより仁徳天皇の十年壬午まで百濟の曆日を用ひ給たまひ、その
 ほど其国人等に命ぜて其曆法によりて上世に遡て年紀を製らしめ置て、さて(コレハ推古朝聖徳太子ニ
 ヨツテ行ハレタモノデアロウ)韓からくに国御征の始より御政まつりごとにあずかることどもをもはら(もつ)記さしめ給たま
 ひ、又上古より語りつぎ来れる古事をもかつぐ記さしめ給たまひたりしなるべし。これまでいはゆる(ばら)かくて仁
 徳十一年癸未よりは、かの国にて改たりけむ曆日を用ひ給たまへるほど、欽明天皇の御世に及びて百濟より曆
 博士をめされて其趣をきこしめし、その曆法を習はし試みて此方にて曆本作らしめ給たまはんとせさせ給たまひ
 たりけんが業ならで止みたりしに、推古天皇の御世の十年に更に玉陳に命せて百濟僧觀勒に曆法を習は
 しめ給たまひ、業成てければ始てその曆本を作らしめ給たまひ、十二年甲子より天下に頒行し給たまひ、いはゆる又皇
 極天皇二年癸卯より曆法を改め給たまひ、いはゆる中古曆なり、もろこし持統天皇五年より元嘉曆を用ひ給たまひ、文
 武天皇元年より儀鳳曆を用ひたりしなり。(二七九二四七〇余歳といふ説の如きは)皇国の神代の殊なる
 趣を忘れて、ただ国初のかれよりは、いたくおくれれておとりざまにきこゆるを、あかぬ事に競ひおもひ

てかの国のあるが中の一説に合へたるか、またただ其説に競ひたるにてもあるべし、神武紀に始めて見えたる干支をよすがに、いはゆる一百七十九万云々の年暦を作りてかの暦運記のごとき説も出来りしものなるべし。

この上世からの推算という説には昔から反对者があつたが、今日でもあるのだからおどろかれる。それはひつきよう古暦法の知識が乏しいためである。反对論者はいう。

日本紀の月朔干支は大体いづれの朔も今日計算した朔と殆ど合致してゐる。かやうに正確に朔を計算することは後日の逆算としては余程達者な暦算家が我国に居たとしても、当時の組織では至難なことであつたらうと思ふ。また其頃は支那にもまだ長暦は出来て居なかつた筈である。況やその一つ宛に歴史の記事を後日に於てあてはめることは到底出来ない。必ず出来上つたものは各処に於て矛盾や自家撞着を生ずる筈である。

今この論者に、神武以来約千年間の月朔干支が儀鳳暦平朔で十分に表わされることを告げたら何というであらうか。又逆算に長暦などが必要とはしなかつたであらう。況やその一つ宛に歴史の記事を後日に於て云々は、まさに論者のいう通りであつて、日本書紀の紀年は後日に於いて定めたものであるために、中国・朝鮮の歴史と矛盾撞着を示してゐるではないか。而してこの矛盾撞着こそが紀年の誤りを示しており、ひいて日本書紀の暦日が後世のつくりものであることを最も雄弁且つ簡単に証明してゐるのである。

三 明治以降の研究

日本紀の暦日とその紀年との關係に於て考える時、それが後世からの逆算に過ぎないことが端的に明らか

にされよう。辻善之助博士に日本紀年論纂という大部の編著があることから見て、日本紀年の誤りについての論著が今日までに夥しく現われていることが察せられるが、初めてその誤りを指摘した人は新井白石であろう。彼は仲哀歿年の研究から、日本紀年の造りものなることを看破した。

日本紀に見えし所の（中略）かゝる事（仲哀歿年の四十二年誤れること）ども多きは、帝紀のごときその実によりて記されんには、人皇の御代の始めの甚だ遠からぬ事に嫌ひあれば、世々のみかどの世を志ろしめされしほどをも、その御よはひ（年齢）ほどをも其年を加へて記されしかば、その多かる中志るしあやまられしところなき事を得ず。（古史通或問中）

非常に遠慮がちに云つてゐるけれども、そのめざすところは的確的を衝いてゐる。白石は朝臣でなく幕臣であつたればこそ、かく言明し得たのだといわれる。

この紀年問題は明治になってから菅政友・那珂通世・久米邦武博士等によつて詳細な研究が進められ、殊に那珂通世博士の研究が異彩を放つてゐる。之を概説すれば、日本紀年は七世紀中に作成されたもので、歴史の古い文明の進んだ中国に対して、後れた新しい奈良朝の官僚が、中国に劣らず我邦も古い伝統をもつ国であることを偽装するために作つた紀年などのである。（推古ハ奈良朝へ七一〇年カラ）以前ダ、最近ノ説ハ奈良朝ニ定メラレタトナツテイル）。

この紀年の根拠となつたものは、当時朝鮮でもさかんであつた讖緯説（陰陽五行説に基づき、天変地異によつて運命を予測する）であつて、その中の辛酉革命・甲子革命説を採用し、辛酉年は非常の事件が起る年であるという説に従つて、推古九年辛酉（西紀六〇一年）から一蔀一二六〇年を遡つた年を神武元年と定めたに過ぎないのだといわれる（六六一ダト云フ説モアル）。それは推古天皇の時、聖徳太子が国史を編纂するため日本の建国いわゆる紀元元年を

それ以前どれ位の年代を遡ったところにおくべきかという問題に逢遇した際に、讖緯説を採用して、六十年を二十一倍した藪、この一藪一二六〇年を遡らせた辛酉年を神武即位の年と決めたのである。推古のおくりな(諡号)はそのことを暗示しているではないか。

右の紀年問題との関係に於てあらためて日本書紀の暦日を考えるならば、それが拵えものであるか固有のもの(その時に記録されたもの)であるかの判断は、三尺の童子と雖も可能であろう。いいかえればそれが後から作られたものであることは最早言葉を費すまでもないくらい明白なことであろう。問題は、だから後世の推算とすれば、どんな手順によつてそれが行われたであろうかという点にあるだけである。

四 日本書紀原文の訂正について

日本書紀暦日の推算が一通り終つた後に原文の比較対照して見ると、推算と合わぬものが幾つか現われてくるのである。この不一致に対してわれわれは何ういう態度を採るべきであろうか。

それには次の三項が考えられよう。

- 一、推算を正しとして原文(干支・年・月)を訂正すべきである。
- 二、訂正はなるべく一部分にとどめ、しかも出来るだけ少数にとどむべきである。
- 三、原文を訂正するのは不可である。合わなければ推算法を考え直すべきである。

これらの論点について述べる前に、一応春海が日本書紀暦考にかかげた要訂正表(第I表)を抄録しておく。それは月中の干支を訂正したもの、年号を訂正したもの(反正六年、推古三十二、三十三年)は自明として省き、また日本紀略や古写本によつて訂正の是認されるものをも除いたもので、そうすると総数三十六のうち表示の十一個だけが残ることになる。

第一表

| | 日本書紀 | | | 春海の訂正 | | | 西紀 |
|----|--------|--------|-----|-------|-------|------|----|
| 1 | 緩靖二十五年 | 正月壬子朔 | 壬午朔 | 正月甲申朔 | 三月癸未朔 | 前五五七 | |
| 2 | 孝元 四年 | 三月甲申朔 | 正月 | 正月甲申朔 | | 前二一一 | |
| 3 | 垂仁九十九年 | 七月戊午朔 | 乙巳朔 | | | 七〇 | |
| 4 | 応神 二年 | 三月庚戌朔 | 四月 | | | 二七一 | |
| 5 | 欽明 十四年 | 五月戊辰朔 | 壬戌朔 | 戊辰 | 八七日 | 五五三 | |
| 6 | 敏達 四年 | 二月壬辰朔 | 丙戌朔 | 壬辰 | 八七日 | 五七五 | |
| 7 | 崇峻 四年 | 十二月己卯朔 | 十一月 | | | 五九一 | |
| 8 | 推古三十六年 | 四月壬午朔 | 丁丑朔 | 壬午 | 八六日 | 六二八 | |
| 9 | ” ” | 九月己巳朔 | 乙巳朔 | | | 六二八 | |
| 10 | 大化 五年 | 五月癸卯朔 | 七月 | 五月甲辰朔 | | 六四九 | |
| 11 | 持統 三年 | 十一月己丑朔 | 己卯朔 | 己丑 | 八十一日 | 六八九 | |

春海のこの訂正は、一部

の人々を除いて一般に承認するところとなつてい
る。また反対者と雖もこ
れらの全部を拒否するも
のではない。例えば大日本
史陰陽志の著者は、推古
天皇三十二年を三十一年
と改むることに疑を抱き、
伴信友（二七七三—一八四
六）は、同三十六年四月壬
午朔を丁丑朔と訂正する
ことに不満を示している。
なお極端な例では、H博

士（平山清次。小惑星の「族」の発見で有名）の如きは筆者との論戦に於て春海の訂正を全面的に否認する態度を示したもので、この点については後条に更あらためて辨述するものであるが、前二者の疑については、その根拠を示さないので要領を得ないが、いづれ何等かの根拠があるのだらうけれども、筆者にはこの点に疑を挟さしはさむべきいわれは少しもないと思われるので、むしろ不思議に思っている。すなわち推古三十二年中の月朔干支は推算にすれば三十

一年のに相当する。三十二年のものとしてはそれが十一日ばかりおくれなければならぬ筈であるから（暦法の如何に拘らず）、件の訂正は極めて平々凡々たる性質のものであるのに、専門の暦学者であると思われる大日本史陰陽志の著者が、他の訂正には文句を挟まないのに、この平凡な訂正に限って文句を挟むのは不可解であるし、伴信友が三十六年四月壬午朔に限って訂正に疑いを挟むのも、同様に不可解としか思えない。

古い文献が伝来の際に多くの脱字や誤写をやることは周知の事実であつて、殊に干支の如きは、乙と巳、子と午、丑と巳など、字形の似ているものがあるために誤字をやり易い。朝鮮・支那の書物でも日本のに劣らず誤字が多いのである。表の訂正中には、この事実を考慮に入れる時、容易に是認されるものがある。字形の似ていない訂正は朔の干支を伝写の際に写し落したものと考えるべきで、例えば欽明十四年五月戊辰朔は、壬戌朔戊辰とあつた壬戌朔を脱落したので、次にある戊辰に朔の字を後人が書き入れたものとして十分よく説明されると思う。戊辰はここでどんな暦法によつても七日頃であり上弦頃にあたるのであるから、月の盈虧を目安とした陰陽暦である限り、如何なる暦法によろうとも朔にはなる筈はない。それから綏靖二十五年正月壬子朔を壬午朔、推古三十六年九月己巳朔を乙巳朔と訂正したのは干支の文字の似ていることから伝写の誤りとして是認されるのであるが、後者の己巳は乙巳より三十六日前であるから抗議の余地はないけれども、前者の壬子（朔）は壬午と三十日を経だたり、丁度一ヶ月の差であるところから、その訂正を否認せんとする異常暦説論者もある。前述のH博士の如きがその一人である。

いま異常暦法という言葉を使ったのを機会に、ここで一寸推算暦法の性質について説明しておかねばなるまい。一体推算暦法は如何なる手段によつて求めだすことが出来るのであろうか。

保井春海はこれを日本書紀所載の暦日から推定したと極めて簡単に述べているに過ぎないので、それを誘導した方法そのものがさっぱり不明なのであるが、谷秦山の秦山集に載せられている彼の直説（神武天皇の動作云々の条）と思われるものによつて、それを推察することが出来る。

即ち同書卷三十六に、

古暦法は神武天皇元年辛酉歳を元とする。歳周三六五日二四六四〇〇。これ貞享暦元再長の数たり云々。とあるように、この歳周（大陽年）の値は貞享暦法に従い貞享暦の歳周の値に歳周再長法を応用して出した値、三六五日二四六三八二を切り上げたものである。それから朔望月の長さには、儀鳳暦の値二九日五三〇五九七から極く僅か、申もうしわけ訳ばかりに極くわずか異なつた二九日五三〇五九八〇なる値を採つた。思うに彼も最初は貞享暦の値二九日五三〇五九〇を採つたのであろうが、それでは日本書紀の暦日に合致し得ないことを見出し、残念ながら儀鳳暦の値に迎合せざるを得なかつたと思われる。

このように推算暦法の要素の所載の干支から直接求められるものではないのであつて、初めその要素に或る値を仮定し、それによる推算の不一致から要素の値を加減して行くという手段によつて求められるのである。しかるに門外漢には、春海には何か魔術的手段でもあつて日本書紀暦日の構成の秘密を見抜いたように思うのは、とんだ買かぶい被りである。尤もこのような研究をやつたのは彼が最初の人で、殊ことに算術の不便だつた當時としては、確かに破天荒の研究で且つ大いに暦学の研究を刺激した点に於て偉大なる暦学者であつたことは、率直にこれを認めねばならないであらう。しかし偉大なる暦学者であるから何から何までえらいと妄信することは慎まねばならない。彼の作つた第一期古暦法が神武天皇の勅作だという世迷言よまよひことの如きは、彼が山崎闇齋（一六一八—一八二）の高弟として因陋ママなる神道家なるがためでもあらうが、徒いたずらに後世有識者の物笑

いの種を蒔いたに過ぎない。日本書紀暦日に対する暦法を推定する場合には別に断わっておかないが、それは支那の古暦に見るが如き平朔（経朔）平気（恒気）を中心とする東洋流の陰陽暦であるという仮定が暗然のうちになされているということを描いておかねばならない。

決して同じ陰陽暦であるからといってユダヤ暦の如きものは考えもせず、もちろん勿論採用することはないのである。それであるから日本書紀の暦日に於て、閏月は中気を含まぬ月であつて、ユダヤ暦の如く□□（原稿空白）ではないと仮定していることは言うまでもない。しかもこの仮定は推算と所載の閏月が一致することによつて是認されるのであるから、あらためて閏月挿入の法則は、果して支那曆古来の規定通りになっているや否やを問題にすることはあたらない。右の一致している、もつと柔かくいえば、右の調和している事実とのが、仮定の合理性を肯定しているからである。かように閏月の決め方を問題にしている、否、したがる論者は、その態度が一見まことに科学的なようであるが、それも時と場合によりけりであつて、八世紀の始めに支那の洛書を漁つて満艦飾につくりあげられた日本書紀の、それもその編纂当時の逆算であること明白なる暦日に対して当てはめるべき質問としては、「余りに科学的な」、云いかえれば、むしろ科学的ということを単なる看板にかついでいるに過ぎない非常識な質問でしか有り得ないのである。

このような質問を発する人は、前に一寸述べたちよつと異常曆法説を心に思い浮べている人で、そのような態度で日本書紀の暦を検討しようと試みるならば、いわゆる日暮れて道遠しであつて、いつまで経つても何らの結論に到達することは出来ないであろう。前に述べたH博士の如きは実にそのような人であつたので、筆者よりは、はるかに先輩でありながら生涯ついに日本書紀の暦日についての研究を纏めることが出来ずに去つたのである。尤もこれには他に二三の考えらるべき事情がないでもないようである。

それは一方に於て春海の研究を不十分としていながら、他方に於ては大学教授・官僚の一人、御用学者を以て自ら任じている彼としては、当時の帝国主義的雰囲気の濃厚だった中であつては、真の科学的な自由な研究は抑圧されていたし、彼としては立身出世の妨げとなるような研究を発表することは欲しなかつたし、また出来もしなかつた。

いい換れば、彼は日本書紀の暦日が後世の逆算であることを心の中では信じながら（いや自分との論争のはずみに彼は逆算であることぐらいは知れきつてしていると失言？　したものである）、御用学者として、それが支那暦による推算にすぎないと明言することが出来なかつた。そこでこれこそが純粹科学的な研究法だといつて一個の鶴的（ぬえ）な異常暦法を考えようとしたのである。この研究法は、心中に信じていた後世の逆算云々は忘れたようにおくびにも出さないので、この異常暦法こそが神武天皇様以来實際に行用されたところの間違ひのない日本固有の暦法なのだという結論を引き出すことによつて、国粹主義者・帝国主義者一流の御賞めにあらずかり、あわよくば帝国学士院賞をも貰いたかつたのであろう。しかし乍ら（な）、彼がいかに熱望しようが、そんな鶴的（ぬえ）異常暦法などは到底分るもの、否、決められ得るものではなかつたから、いらいらしながらも身を終る……、何一つ発表に値するほどの研究成果をも取めえなかつたらしい。

そのように平生いらしていた彼の前に、何もしらすぬ筆者の論文が差出（さしだ）されたのである。彼は見て愕然としたにちがいない。それは恐らく彼がもし全く自由な立場にあつた場合には到達するであろう結論だったからである。ついで彼の心中には嫉妬の念が湧いたらしい。彼は儀礼的にただ「君の労を多とす、いづれゆつくり一読してから」云々と述べただけで、興味なさそうに筆者の論文を傍わらに片附けたのである。そして昭和十五年某月某日第二回会見の際、われわれ両者の間に激論が闘わされたのである。このことについては

後条でなお詳しく述べるであろう。

五 日本書紀の基になった暦法

さてこれからいよいよ自分の研究について詳細に述べようと思う。自分の研究に於ては、日本書紀の編纂・構成等に関する従来の歴史家の華々しい多くの業績があるのに照して、その暦日の本質についても確信ある批判が加え得るにかんがみ、普通一般この種の研究に対する金科玉条としてじゆんぽう遵奉さるべき白紙的態度を必要としない。今まで繰り返し返していったように、それは編纂時代支那暦によつて逆算してつくつたものであることが明らかであるからである。それで自分の研究は、それが如何なる支那暦であるかを明らかにしようとする点に集中されるわけである。

さて自分の研究の結果によれば、推算された支那暦法は、日本紀編纂当時に於て最新の暦法であつたところの麟徳暦（儀鳳暦）と元嘉暦である。自分は日本書紀所載の月朔全部について、これらの両暦法による推算を行った外、必要に応じて春海・元圭の三期暦法及び大衍暦・五紀暦等による推算をも行った外、さらに全部に対して Carl Schoch の月朔表による推算を行った。日本書紀所載の月朔干支は、それらの結果と一日以上の差のあるものはない。大部分、いや過半数は一致するのである。

推算と著しい差あるものは原文の誤字と断定して取り除いたことはもちろん勿論であつて、それは前にかかげた春海の訂正表（第Ⅰ表）と一致する外（訂正表を是認するものである）、さらに自分が改めて提出して識者の判断を乞わんとするものが二つ三つあるのである。それはいずれも閏月に関するものであることが特徴的であるともいえよう。

第II表 月朔及閏月異同対照表

| 日本書紀 | | | 西紀 | 儀鳳曆 | 元嘉曆 | 大衍曆 | 備考 |
|------|------|-----------------|------|-------------------|-----------|------------------|-----------------|
| 太歳 | 甲寅 | 十一月丙戌 | -666 | 22.964 丙戌 | 23.153 丁亥 | 23.017 丁亥 | 儀鳳曆定朔丁亥 |
| | 戊午 | 六月乙未 | -662 | 31.841 乙未 | 32.030 丙申 | 31.894 乙未 | |
| | | 八月甲午 | 〃 | 30.902 甲午 | 31.091 乙未 | 30.955 甲午 | |
| | | 十月癸巳 | 〃 | 29.963 癸巳 | 30.152 甲午 | 30.017 甲午 | |
| 神武 | 元年 | 正月庚辰 | -659 | 16.820 庚辰 | 17.007 辛巳 | 16.873 庚辰 | 儀鳳曆定朔庚辰 |
| | 四年 | 二月壬戌 | -656 | 58.983 壬戌 | 59.169 癸亥 | 59.036 癸亥 | |
| | 四十二年 | 正月壬子 | -618 | 48.833 壬子 | 49.013 癸丑 | 48.883 壬子 | |
| | 七十七年 | 九月乙卯 | -583 | 51.826 乙卯 | 52.001 丙辰 | 51.874 乙卯 | |
| 安寧 | 三年 | 正月戊寅 | -545 | 14.962 戊寅 | 15.132 己卯 | 15.008 己卯 | |
| 懿德 | 二年 | 二月癸卯 | -508 | 39.975 癸卯 | 40.140 甲辰 | 40.019 甲辰 | |
| 孝安 | 三十八年 | 八月丙子 | -354 | 12.946 丙子 | 13.086 丁丑 | 12.981 丙子 | |
| 崇神 | 九年 | 三月甲子 | -88 | 0.957 甲子 | 1.059 乙丑 | 0.976 甲子 | |
| | 十年 | 七月丙戌 | -87 | 22.977 丙戌 | 23.080 丁亥 | 22.996 丙戌 | |
| | 二十九年 | 正月己亥 | -68 | 35.954 己亥 | 36.053 庚子 | 35.971 己亥 | |
| 垂仁 | 十五年 | 二月乙卯 | -14 | 51.923 乙卯 | 52.013 丙辰 | 51.937 乙卯 | |
| | 二十三年 | 十月乙丑 | -6 | 閏 十月乙丑 | 閏 十月乙丑 | 閏九月、十月乙丑 | |
| 景行 | 十二年 | 九月甲子 | 82 | 0.987 甲子 | 1.066 乙丑 | 0.994 甲子 | |
| 成務 | 二年 | 十一月癸酉 | 132 | 9.957 癸酉 | 10.026 甲戌 | 9.962 癸酉 | |
| 仲哀 | 元年 | 閏十一月乙卯 | 192 | 閏十一月乙卯 | 閏十二月甲申 | 閏十一月乙卯 | |
| | 九年 | 三月壬申 | 200 | 8.944 壬申 | 9.005 癸酉 | 8.925 壬申 | |
| 仁德 | 八十七年 | 十月癸未 | 399 | 19.3988 癸未 | 20.020 甲申 | 19.977 癸未 | |
| 履中 | 五年 | 九月乙酉 | 404 | 閏 九月乙酉 | 閏 九月乙酉 | 閏 九月乙酉 | 儀鳳曆定朔も閏九月乙酉 |
| 安康 | 三年 | 八月甲申 | 456 | 19.998 癸未 | 20.023 甲甲 | 19.983 癸未 | |
| 雄略 | 四年 | 八月辛卯 | 460 | 26.997 庚寅 | 27.020 辛卯 | 26.982 庚寅 | |
| 清寧 | 四年 | 閏五月 | 483 | 閏 六月戊申 | 閏 五月戊寅 | 閏 六月戊申 | |
| 安閑 | 元年 | 閏十二月 | 534 | 閏十二月己卯 | 閏十二月己卯 | 閏十二月戊寅 | |
| 欽明 | 九年 | 閏七月庚申 | 548 | 閏 七月庚申 | 閏 七月庚申 | 閏 七月庚申 | |
| | 三十一年 | 三月甲申 | 570 | 三月甲申 | 三月甲申 | 三月甲申 閏三月甲寅 | |
| | | 四月甲申 | 〃 | 閏 四月甲申 | 閏 四月甲申 | 四月癸未 | |
| 敏達 | 十年 | 閏二月 | 581 | 閏 二月辛巳 | 閏 二月辛巳 | 閏 二月辛巳 | |
| 推古 | 十年 | 閏十月乙亥 | 602 | 閏 十月乙亥 | 閏 十月乙亥 | 閏 十月乙亥 | |
| 舒明 | 二年 | 正月丁卯 | 630 | 閏 正月丁卯 | 正月丁卯 | 閏 正月丁卯 | |
| | | 八月戊寅 | 〃 | 閏 八月戊寅 | 閏 七月戊寅 | 閏 八月戊寅 | |
| 皇極 | 二年 | (閏七月戊寅) 八月戊申 | 643 | 閏 八月戊申 | 閏 八月戊申 | 閏 八月戊申 | 春海曆IIをIIIに改曆する |
| 大化 | 五年 | 五月 | 649 | 40.941 甲辰 | 40.935 甲辰 | 40.914 甲辰 | 春海IIIも40.932 甲辰 |
| 天智 | 六年 | 閏十一月丁亥 | 667 | 十二月丁亥 (閏十二月丙辰) | 閏十一月丁亥 | 十二月丁亥 (閏正月丙戌) | |

〔註〕西紀のマイナスは天文学的数え方であるから西曆とは1年の差がある。
赤字は推算と曆日が一致せざるもの。

自分でこれらの推算と曆日とを対照して一覽表に作製したのが第II表である。これは儀鳳曆或は元嘉曆による推算のどちらかが、所載の曆日と一致しないものだけを摘出したもので、両曆による推算が共に所載曆日と一致するものはすべて取りのけたものである。この表が比較的閑散なることは、日本紀の曆日の過半数が儀鳳曆推算によつても元嘉曆推算によつても、よく表わされることを告げるものである。諸君よ、この第II表をとくと観視されたい。すなわち、これによると閏月を一先ず除外視すると、神武以来五

世紀中頃に至るまでの日本書紀暦日は、儀鳳曆平朔で十分に表わし得ることを見るであろう。それが元嘉曆法としては決してよく表わし得ないことも一見して明らかであろう。これに反して五世紀の中ば頃からはそれが逆になつて、儀鳳曆ではよく表わせないのに、元嘉曆であると十分によくこれを表わし得ることを見るであろう。

この關係を更に明らかにするため各々の適合範圍をわく、で仕切つて示すことにした。諸君はこれを見て如何な感をなすか。それは明らかに神武から五世紀の中頃までを儀鳳曆平朔により推算し、それ以後は後年実際に使用された元嘉曆との連絡を保つ必要から、元嘉曆法によつて推算されたものであることを告げているではないか。しかして儀鳳曆法は七世紀の後半に初めて我邦に輸入された曆法である事實を考えれば、これらの推算がはやくとも七世紀後半、恐らくは日本紀編纂當時に於て韓人からびとの曆博士によつて推算されたものであらねばならぬことを明らかに告げているではないか。

六 閏月について

第三表

| 日本書紀 | 西紀 | 訂正 |
|-------------|-----|--------|
| 垂仁二十三年十月乙丑朔 | 前七 | 閏十月乙丑朔 |
| 履中五年九月乙酉朔 | 四〇四 | 閏九月乙酉朔 |
| 欽明三十一年四月甲申朔 | 五七〇 | 閏四月甲申朔 |

右の評価を完全にするために私はここで、いよいよ日本書紀所載の閏月についての問題を探り上げよう。第三表を見ると各曆の適合範圍内に於て、次の三つの閏月が推算と一致しないことを見るであろう。私はこれらの日本書紀の暦日がいずれも閏字を脱落したものと主張するのである。

このことは私が初めて採りあげて発表するところであつて、第I表春海の訂正表には見えないのであるので分る通り、春海はこれを問題にしなかつた。私をして忌憚きたんなく言わしむれば、彼はそれを問題にすることを故意にさけて黙殺したにちがいないのである。そのいきさつに就いてはなお後条に詳論するであらうが、とも角、春海はこれらの三項については原文のままに従つたのである。これに反して自分は、春海の与えた訂正表を是認すると共に、なおその上に春海や元圭の何等言明するところのなかつた閏字の脱落が三個所あることを、日本書紀の暦日が儀鳳暦と元嘉暦による推算に相違ないとの確信の下に、新たに主張せんとするものである。

日本書紀は伝写によつて多くの部(分)が再製されたろう。その多くの伝写生たちは(一人では決してあるまい)一日に何十枚かを写すべく強制されたであらう。勢い誤字脱落は多からざるを得まい。その中にはむろん閏字を脱落したのもあつたであらう。その後それからの多くの写本は種々の事由によつて失われたであらう。そうして残されたもののうち比較的丁寧に書かれて読み易きものが、第二次伝写の種本として採用されたが、幸か不幸か、それは閏字を脱落せるものであつたとしたら何どうであらう。かかることは有り得べからざることではない。その結果は閏字を脱落せる写本が後世に保存されることになるわけである。

元来、月は五月とか八月とか数字を冠せるものである。暦法のことに通ぜざる写生字が急速度で写本を行う場合、数字の上に冠した閏字を見落すことは極めて有り勝ちな過失であると自分は考へている。一見、落ちそうもない命みことの字なども頻々と落としてゐるではないか。沉いんや日本書紀は仮名交り文ではなくて漢文で書いてあるから、閏字があつても少しも目立たぬ。写生字は一々意味をとりながら示して行くのではなからうから、脱落する場合には他の漢字と全く同様に脱落するであらう。原書に暦日だけが特に朱字で書いてあつ

たのなら脱落は絶対になかったろうが、そうしてあったというような証拠は見られないし、また常識的に考えてもそんな風に書かれてあったとも思われぬのである。

論者或は曰く、「閏月は古代非常に重んじられたものであるから、それを脱落する如きことは断じて有り得ない」と。だが日本書紀を書写せるものは暦学者でもなく、脱字に一々責任を負わされるような官職についているものでもなかったろう。日本書紀に錯簡、脱漏、重複、傍注の本文への入り込み、その他誤写の多いことは、如何な頑迷な国粹主義者、神典不可侵論者、非合理主義者といえども承認せざるを得ない。明々白々たる事実である。閏字だけが、特別に絶対に脱落しないと笑止千万、我田引水的な独断に外の何ものでもない。政事要略所載の記事によって、吾々は推古朝に至って始めて暦日が用いられたことを知らされるのであるが、日本書紀そのものにはそのような記事が欠けているのである。このことは早くから国学者の注意したように、記事が脱落したものと思われる。かような重要な記事すら易すくと脱落するくらいであるから、それに較べては屁でもない閏字の脱落などは朝飯前の話である。

さらに見よ。続日本紀には和銅五年閏十二月とあるが、これはただの十二月であつて閏字は余計な文字なのである。原文になかった筈の閏字が新たに飛込んだくらいであるから、それを見落す方は、はるかに容易であつたにちがいない。この閏字非脱落論者は言うかもしれない——閏字を重んじたればこそ無い所にまで舞い込んだのであろうと。こうなつてはもう手をつけられない第三期症患者である。参考のために云つておくが、唐書天文志（卷三十三）に大曆八年（七七三）十一月癸丑月掩天関、甲寅入東井とあるが、ここでは天関の次に閏十一月（或は閏月）の文字を脱落している。また高麗史天文志（第三）忠肅王八年（一三二二）五月戊戌太白入軒轅大星、己巳歲星犯哭星とあるが、ここでは六月の文字が脱落している。このような脱字

の例は文献上おびただしく存在するのである。日本書紀は神典だから原文のまま研究せねばならぬと主張する阿呆学者、御用学者も、敗戦の今日を見ずに死んだ(平山清次は一八九四三年歿)のは幸運だったかも知れぬ。要するに閏字を脱落することは断じてないというのは、論者の単なる希望的独断にすぎぬものであって、筆者が研究の結果をして推論した脱落説をくつがえし得る何の力もないのである。のみならず自分の脱落説は、単なる独断ではなく、自分の研究過程をよく辿たどつてくれるならば何人といえども合理的推論として承認せざるを得ないであろうところのものである。

第IV表

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 持統 三年閏 八月 | 〃 十三年閏 四月 | 〃 十年閏 七月 | 天武 二年閏 六月 | 天智 六年閏十一月 | 〃 十三年閏 七月 | 推古 十年閏 十月 | 欽明 九年閏 七月 | 安閑 元年閏十二月 | 仲哀 元年閏十一月 | 西紀一九二 |
| 六八九 | 六八四 | 六八一 | 六七三 | 六六七 | 六〇五 | 六〇二 | 五四八 | 五三五 | | |

さらに此の問題を確率の上から考えて見る。神武以来、推古十一年まで約千二百七十年、月数約一万五千七百であるが、日本書紀所載の月朔は約四百二十で、その割合は二・七％である。この間に閏月は約四百七十あるから、閏月が同じ割合に現われるとすると十二、三個ということになるのである。しかるに実際現われている閏月は上記の四個に過ぎず過小である。半分としても六個はなければならぬ。試みにこの結果をそれ以後の分と比較して見るに、推古十二年から持統三年まで八十六年、この間の月約千六十、閏月約三十二、これに対して所載の月朔は約三百八十、閏月六個であるから各総数に対する比率は、それぞれ三六％、及び一九％となり、閏月の比率は(平)月の半分であつて、前期の閏月を六個とすれば、前後期とも閏月の比率が等しいことになる(第IV表)。

すなわちこの統計的考察からも、前期に於て日本紀所載の閏月過小なることが推察され、自分が閏月の脱落を主張することが、この点から見ても決して過当の要求でないことが肯定されるであろう。或る人はいうであろう。日本書紀の暦日の割当てはつくりものである。それならば、わざわざ閏月を入れるのはおかしいではないかと。しかし、入れなければなおさらおかしいではないか。平月と閏月の比率が右に述べた前期間中に六個の閏月が割り当てられていた結果であろうと考えられるのである。

さて、ここに私は甚だ不思議に思っている一つの事実を述べよう。それは春海が閏字の脱落の可能性に関して何ら言及していないことである。

日本書紀に誤字や脱字の多いことは昔から周知のことであつたろう。従つてその暦日を探り上げる場合、殊にこと暦学者であれば、何をおいても閏字の脱落の有無を必ず問題にせねばならぬ筈である。しかるにその事に一言も触れないのは、一旦はそれを問題にしたが問題にするに足らずとして黙殺したのであつただろうか。これは当時の如き世態の下では普通な態度行動だったのかも知れないが、甚だ腑に落ちぬ奇怪な態度であつたと言わねばならない。

敢えて言う。何が故に彼はこの問題をかるく看過したのであろうか。彼は果してこれを、些事問題とするに足らずと本当に信じていたのであろうか。それとも其処には何等か彼としては打ち明け得ない理由があつたのではあるまいか。

七 春海の肚を衝く

右の疑問を解くために私は、ここで彼の三期暦法の正体を暴露しようと思う。第V表を見られん。注意深

| 西紀 | 儀鳳 | 春海(I) | 元嘉 | 中根(I) |
|------|---------|---------|---------|---------|
| -660 | 52.9224 | 52.9224 | 53.1090 | 52.9086 |
| -600 | 4.6254 | 4.6261 | 4.8032 | 4.6128 |
| -500 | 53.9739 | 53.9758 | 54.1370 | 53.9634 |
| -400 | 43.3225 | 43.3256 | 43.4708 | 43.3140 |
| -300 | 32.6710 | 32.6753 | 32.8045 | 32.6646 |
| -200 | 22.0194 | 22.0251 | 22.1384 | 22.0152 |
| -100 | 11.3979 | 11.3748 | 11.4721 | 11.3659 |
| 0 | 31.1858 | 31.1939 | 31.2753 | 31.1859 |
| 100 | 20.5343 | 20.5436 | 20.6090 | 20.5365 |
| 200 | 9.8818 | 9.8933 | 9.9428 | 9.8871 |
| 300 | 59.2313 | 59.2430 | 59.2766 | 59.2377 |

註 (I) は保井春海・中根元圭の第I期暦法である。

第V表

き読者は既に気付いたのであると思うが、神武以前の月朔の時刻が春海と儀鳳暦と如何によく密合していることか、殆ど全く同時刻である。他の暦法のようなものはこのように密合はしていないのである。この密合は果して偶然の密合であろうか。読者はここに春海が儀鳳暦を予想していたにちがいないという隠れたる事実を洞見されるであろう。それは全く頭かくして尻かくさずの事例を供するものである。

彼の第一期暦法は、しかし仁徳十一年に第二期暦法に変わるのである。これは第一期暦法では儀鳳暦法と異なり仁徳八十七年十月朔が癸未となり得ず、甲申となるので、それ以前に暦法を変えねばならず、八十七年では改暦の年として老いすぎておもしろくないし、さりとて元年としては細工が見えすぎるおそれがあるので、十一年などという思わせ振りの年を改暦年と、春海その人が決めたにすぎないのである。その年を改暦年と見なければならぬ根拠などは何処にも存在しないのである。

尚、この第二期暦法は、欽明三十一年三月甲申朔、同四月甲申朔を説明すべき役目を負わされているのであったが、春海の過失か見落ちのため、この方は目的を達していないから笑止である。これは彼の要素

を少し補正すれば十分なのであったが、彼はこの事に気付いたのか否か、これについて何ら述ぶるところがなく、日本長暦には日本書紀所載の通りに記されてあつて、第二期暦法による推算がそれと一致するような感じを与えているのは、不都合といふべきか、横着といふべきか、評すべき言葉を知らない。この点ではいつも春海の尻馬に乗っている中根元圭の方が成功しているから皮肉である。

ところで私は、この第二期暦法が如何に変わつてこな、とてつもない異常暦法であるかということに読者の注意を促したのである。それを理解する最捷徑しよつげいは、第三期暦法を第一期暦法と対照して見ることである。この両者は初期を除くと全く同じものではないか。二回目の改暦が千余年前の暦法に復旧しているのである。呆あきれて物も云えないとはこんなことを指すのであろう。この事実にも照しても、第二期暦法が間に合せな閏字の脱落を否認した結果、止むを得ずでつち上げられたものであることの想像が読者にもつくであらう。

いわんやこの第二期暦法の適用年代は、仁徳十一年から舒明六年(三三三—六三四)までとされている。これが甚だ奇怪である。われわれは政事要略の記事によつて推古十二年(六〇四年)から始めて暦日が行われたことを教えられる。それが何暦であつたかは記されていないが、元嘉暦であつたことは確かである。しかもこれはその実それ以前より行われていたであらうことも疑うべき余地はない。多分それは日本書紀の紀年が確定となつた敏達頃から実際に行われていたのであろう。むろん百済からの輸入品である。しかるに春海の第二期暦法は、この事実をまるで無視してゐるのではないか。元嘉暦は持統朝に至つて初めて採用された日本書紀に明文があるではないか。さすがはそれ以前は元嘉暦ではない筈だと主張するのは杓子定規の屁理屈である。若もし日本書紀の記事に忠実ならんとするなら、文字は応神頃に始めて知られた筈であるから、それ以前に暦(があつた)などと主張など出来ない筈であらう。自分に都合のいい時だけ日本書紀を引用し、都

合が悪くなつて日本書紀を全く無視しているのだから手前勝手も甚しい男といふべきである。要するに第二期の後半から第三期を通じ元嘉曆で十分なのである。

だがそれは、神武時代の曆法として彼が儀鳳曆を採り上げ得なかつたことと、全く同一の事由に基づくのであることを注意しておきたい。実のところ彼は曆学大家として、最初は日本書紀の曆日が儀鳳曆と元嘉曆によつて能く表わし得ることを認めたに違いない。この關係を認め得なかつたとすれば、さきにも指摘したように神武以来の月朔の時刻が兩者久しきに亘つて密合している事實を説明することは不可能であろう。認めはしたけれども、しかし彼はその事を発表することは出来なかつた。それでは全く後世の推算であることが白日の下にさらされて仕舞う。元来彼は国粹主義者であり、因陋なる神道家であつたから、日本書紀に記されてゐることは神代史をくるめて総て歴史的事實であると妄信してゐた。そのような彼には、日本書紀の曆日が後世の推算に過ぎないというような意見は叙されても口にし得ない。左様な考えはただ聞いただけでも身ぶるいを禁じ得ないものであつた。

しかるに日本書紀に於ける誤字は、幸いにもこの窮地に立たされた彼を救つたのである。前にも述べたように儀鳳曆によつては垂仁二十三年（西紀前七年）十月乙丑朔は表わせない（元嘉曆でも大衍曆でも同様である）。これが彼のツケ目であつた。これこそは曆法が儀鳳曆にあらずといふことを証明する唯一の手懸かりであつた。何条（どう）この誤写を利用せずにいられようか。彼はおどり上り手を拍つて喜んだにちがいない。かくして彼は儀鳳曆をも分つて彼の第一期曆法を日本固有曆として、でつち上げたのである。ところがこの第一期曆法では、仁徳天皇八十七年（西紀三九九年）十月癸未朔が表わせないことを見た（儀鳳曆ならば癸未朔とちゃんと合つてゐる）。彼の狼狽眼に見るようである。そこで彼は苦心慘愴第二期曆法をでつち上げ

た。しかしこれでは又、大化元年（西紀六四五年）八月丙申朔が表わせない（丁酉朔となる）ので、また、その前年に改暦があつたことにして、第三期暦法を拵こしらへ上げた。元嘉暦ならば、ちゃんと丙申朔が与えられるのである。彼の第三期暦法は単に元嘉暦を擬装したにすぎないのである。ところが彼の第二期暦法では、欽明三十一年（五七〇年）四月甲申朔とはならず、儀鳳暦・元嘉暦と同様に閏四月甲申朔となるのであつて、ただ大衍暦法にすれば閏三月になるけれども、四月朔は甲申ではなく癸未であるからお生憎あいにくさま様である。ともかく、彼はここで日本紀の閏三月を表わすことに失敗している。それにも拘かわらず日本長暦には四月甲申朔とさせてあつて、そこには何らの断り書きもしていない。のみならず、後人でこのことに氣附いたものは今日まで一人もなかつたらしいのである。前にも述べた様に此の場合、彼の要素を少し変えれば四月甲申朔となし得たのであるから、これは彼の誤作というべきであろう。現に元圭の方はこれを表わすのに成功していることは、やはり前にも述べた通りである。

そうしてここに又春海が数学者でなかつたことを証明しているともいえよう。それにも拘かわらず、彼が先駆者としてそれまで何人も手をつけなかつた、否つけ得なかつた日本書紀の暦日を、まがりなりにも三期暦法にまとめあげた手腕は、まことに尊敬に値するものであつたことに変わりはないのである。

要するに彼は日本書紀に於ける閏字の誤脱を否認したがために、いやもつと正しくいえば否認せざるを得なかつたがために、勢い本心（そしてこの本心は生涯かつ曾て一度も他人に明けたことがない）にもなき固有暦としての三期暦法を設定せねばならぬ破目に追い込まれたのであるが、学者的良心の有無はしばらく問題外として、社会的生活の上では、この方が彼のためにどれほど幸であつたか知れないのである。即ち彼はこれによつて国粹主義者たる看板を傷つけずに済んだばかりか、以前にも増して同じ主義者たちから重んぜられ

ることになったからである。

この点で彼は、敗戦前まで軍部の御先棒をかついで甘い汁を吸っていた一般の歴史学者・文献学者と揆を一にする利巧者だったとも言えよう。いつの時代でも世の中にはこの種の利巧者が多い。だが利巧者によって時代の文化が促進された例^{ため}しは曾^かつて聞いたことが無いのである。

- 『天文・暦・陰陽道』（「年代学論集一」、岩田書店、一九九五年二月）所収。
- 本居宣長の「新暦考」および「新暦不審考辨」は底本によらず、『本居宣長全集』第八卷（筑摩書房、一九九三年）を使用した。
- 理解を助けるために適宜割注を附した。
- PDF化には $\text{L}^{\text{A}}\text{T}_{\text{E}}\text{X}_{2\epsilon}$ でタイプセッティングを行い、 $\text{d}^{\text{v}}\text{i}^{\text{p}}\text{d}^{\text{f}}\text{m}^{\text{x}}$ を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、

「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。